

## 1.指定訪問介護

(円/回)

	所要時間	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
身体介護が 中心である 場合	20分未満	163 単位	175 円	349 円	524 円
	20分以上30分未満	244 単位	261 円	522 円	783 円
	30分以上1時間未満	387 単位	414 円	828 円	1,242 円
	1時間以上	567単位に 30分を増すごとに 82単位を加算	607円に 30分を増すごと に88円を加算	1,214円に 30分を増すごと に176円を加算	1,820円に 30分を増すごと に264円を加算
生活援助が 中心である 場合	20分以上45分未満	179 単位	192 円	383 円	575 円
	45分以上	220 単位	236 円	471 円	707 円
身体介護に 引き続き 生活援助を 行った場合	20分以上	65 単位	70 円	139 円	209 円
	45分以上	130 単位	140 円	279 円	418 円

## 2.訪問介護サービス

(円/月)

	所要時間	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問介護 サービス	週1回	1,176 単位	1,259 円	2,517 円	3,775 円
	週2回	2,349 単位	2,514 円	5,027 円	7,541 円
	週3回	3,727 単位	3,988 円	7,976 円	11,964 円

## 3.生活援助特化型訪問サービス

(円/月)

	所要時間	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
生活援助 特化型訪問 サービス	週1回	990 単位	1,060 円	2,119 円	3,178 円
	週2回	1,977 単位	2,116 円	4,231 円	6,346 円
	週3回	3,136 単位	3,356 円	6,711 円	10,067 円

※5級地 1単位：10.70円

・昼間（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時 ～ 午前8時	午後6時 ～ 午後10時	午後10時 ～ 翌朝午前6時
加算割合	25%	25%	50%

※介護職員等処遇改善加算1…所定単位数の合計に、24.5%を乗じます。

※特定事業所加算1…所定単位数の合計に、20%を乗じます。

※やむを得ない事情で、かつお客様の同意を得て2人以上で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合には、所要時間を合算せずそれぞれの所定単位数を算定

#### 4.その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	単位数	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	初回日にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行なう場合 又は他の訪問介護員等が行う際に同行訪問した場合	200単位 (初回)	214円	428円	642円
緊急時訪問加算	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合	100単位 (回)	107円	214円	321円
生活機能 向上連携加算 (Ⅰ)	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること ・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと	100単位 (月)	107円	214円	321円
生活機能 向上連携加算 (Ⅱ)	現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合	200単位 (月)	214円	428円	642円

令和6年6月1日現在